

# 令和7年度 長生健康福祉センター（長生保健所）運営協議会 質疑応答要旨

問1	事業年報38ページ (3) 管内市町村等の防災訓練への協力 本町では、防災訓練にて感染症を想定しての避難所運営訓練を実施しているが、保健所職員が訓練に参加していただき助言をいただくことは可能なのか。
----	--

(回答) 災害が頻発する中、本年7月には太平洋沿岸一帯に津波警報が発令されるなど、各自治体において避難所の開設と運営は大変重要であると認識している。  
保健所では昨年度、管内の保健師・栄養士などの衛生部門の担当者に声掛けをし、外部講師を招いた「避難所運営についての研修」を行っている。今後も、地域保健及び衛生にかかる、市町村支援に取り組んでいきたいと考えている。  
訓練の参加については、要望の全てに答えることは難しいが、可能なかぎりの協力を図りたい。

問2	薬剤師会に対して、開催してほしい、したほうがいいセミナー等あれば、ご意見下さい。
----	--

(回答) 保健所としては、医薬品及び医療機器等にかかる関係法令の改正や改正内容の速やかな周知、情報共有を図りたいと考えておらず、具体的な案件等が出てきたら、協力を仰ぎたい。  
今後も、地区薬剤師会と連携を密にし、地域の医薬品の安全確保や薬物乱用防止を推進していく予定です。

※関係法令とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」

問3	事業年報49ページ (6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業 小児慢性特定疾病的対象者には医療的ケア児が含まれていると考える。本市において、医療的ケア児の災害時の対応として、電源の確保が課題となっている。これまで公立長生病院で電源供給について協力を得られていたが、新規の患者については受け入れが困難とのことであった。今後の電源確保に向けて取り組まれていることがあれば教えていただきたい。
----	---

(回答) 質問にある公立長生病院では、大規模地震等予測不能な災害により停電が長期化した場合には、事前に登録している患者は電源と場所を借りることができるが、非常用電源の容量及び既存の登録者のための場所の確保という点から、新たな登録は受けられないのが現状であると聞いている。  
保健所としては、人工呼吸器など常時電源を必要とする医療機器を使用する患者には、自助としての備えを平時から促しており、患者の多くは市町村の日常生活用具給付事業による助成を受けて発電機・蓄電池を購入し、非常時に備えている。  
しかし、こうした個人による備えには限界があるので、停電が長期化した場合や、家屋の被害により患者自身が避難を要する場合における公助の取組みが今後の課題と考える。

問4	事業年報51ページ 工 窓口相談事業 窓口相談事業について、年々相談件数が減少しているが、その要因をどのように捉えているのか。また、今後の方針について伺いたい。
----	---

(回答) 窓口相談件数が減少している要因として、令和5年度までは小児慢性特定疾病医療費助成制度の更新受付を郵送又は来所のいずれかとしていたが、令和6年度は郵送のみによる受付としたことが関係していると考えられる。  
表2-(7)-工に記載している窓口相談の件数が減少している一方で、年報に記載のない電話相談の件数は令和5年度の22件から令和6年度は39件と大幅に増加している。  
保護者からは、「仕事が忙しいので来所が難しい」などの声も聞かれており、電話や訪問、面接等、個々の相談者のニーズに応じた様々な連絡手段により、引き続き相談業務の充実に努めていく。

## 【参考】

令和5年度及び6年度の郵送受付件数

令和5年度：全申請者49名中 1名(約 4.1%)

令和6年度：全申請者43名中24名(約55.8%)

(注1) 問番号は「事前質問一覧」に対応する。

(注2) 事業年報のページ数はいずれも「令和6年度事業年報」のもの。

# 令和7年度 長生健康福祉センター（長生保健所）運営協議会 質疑応答要旨

問5	事業年報54ページ 6 地域・職域連携推進事業  この地域は、糖尿病の患者の割合が他の地域と比べ高い傾向となっているので、今後も健康を維持するには、地域と職域の連携により糖尿病重症化を予防していくことが重要であると捉えているが、どのように事業展開を予定しているのか。
----	---

(回答) 当地域は、県平均に比べ糖尿病の予備群及び該当者が多い地域であることから、平成28年度から令和7年度まで「糖尿病重症化予防」をテーマに、関係機関の連携のもと、食生活、運動、健診受診等に関する啓発事業を実施してきた。  
来年度以降については長生地域・職域連携推進協議会での検討の結果、高齢化率が高い当地域において、若い頃からの運動・身体づくりが高齢期のフレイル予防につながり、高齢になっても元気に働くことができるなど踏まえ、「運動」を新たなテーマとすることとした。  
運動は糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防につながることから、これまでの糖尿病重症化予防事業で得られた成果を活用しながら、より一層地域と職域が連携し関係機関が広がりのある活動を開拓できるよう検討していく。  
なお、現在各委員の意見を基に運動に関するチラシを作成中であり、来年度からの活用を予定している。

問6	事業年報100ページ オ 地域相談員の委嘱  地域相談員の委嘱で知的障害者の相談員が長南町は書かれていないのですがいなくても良いのか。
----	---

(回答) 知的障害者相談員については、千葉県障害者条例により各自治体からの推薦をいただいたうえで県が委嘱を行っている。  
長南町については、知的障害者相談員の推薦がなかったことから、相談員が不在となっている状況である。  
なお、長南町における、知的障害にかかる相談に関しては、町の福祉部門の担当者と連携し、当センターにおいて相談対応を行っているところである。

問7	事業年報119ページ (6) 患者面接実施状況  表中の「登録時喀痰塗抹陽性－退院後－訪問面接」の件数について、令和4・5年度と比べて令和6年度は大幅に増加しているが、どのような理由によるものか伺いたい。
----	--

(回答) 抗結核薬は、薬剤耐性菌を生じさせないように長期間にわたり3～4種類の薬を毎日内服することが必要である。  
保健所では、服薬中断のリスク要因について評価し、日本版21世紀型DOTS（直接服薬確認療法）戦略推進体系図にて定められている3つのランク（Aランク：毎日の服薬支援、Bランク：週1～2回以上、Cランク：月1～2回程度）に分けて服薬支援を行っている。  
令和6年度は、認知機能の低下により服薬の自己管理ができない対象者に対してAランクで毎日の服薬支援を行っていたため、訪問面接回数が大幅に増加している。

(注1) 問番号は「事前質問一覧」に対応する。

(注2) 事業年報のページ数はいずれも「令和6年度事業年報」のもの。

# 令和7年度 長生健康福祉センター（長生保健所）運営協議会 質疑応答要旨

問8	事業年報128ページ b 定点把握対象疾患  表中の「2 新型コロナウイルス感染症、5 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、8 手足口病、9 伝染性紅斑」について、令和5年度と比べて令和6年度は増加しているが、どのような要因が考えられるか伺いたい。
----	--

(回答) 感染症発生動向調査は報告週が決められており、令和5年は1月2日から12月31日までの52週、令和6年は1月1日から12月29日までの52週で集計される。  
新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）から5類感染症に移行し、日常の感染対策が個人・事業者の判断となり、緩和された。そのため、抑制されていた感染症の発生が、新型コロナウイルス感染症発生前の状況に戻ってきている。  
また、流行が抑制されていたことにより、それぞれの感染症に対して抵抗力が弱くなった人が増えたことによる影響もあると考えている。  
なお、上記の感染症の流行状況は長生保健所管内に特化したものではなく、千葉県全体や全国の状況も同様の動向を示している。

問9	事業年報156ページ ア 特定建築物数及び立入検査件数などの状況  建築物の衛生的環境の確保に関する事業でもっぱら事務所との記載があり検索してみましたが今一つ内容が分からず役場の保健課・福祉課にも聞きに行ったのですが職員の方々も「？」でしたので具体的に差し支えなかつたら教えて下さい。
----	--

(回答) 特定建築物の用途には興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、旅館等があり、事務所については「もっぱら（専ら）事務所の用途に供される特定建築物」と「その他の事務所」に分けられる。  
「もっぱら事務所の用途に供される特定建築物」とは、不特定多数の者が出入りする食堂、喫茶店、店舗等がなく建築物の全部が事務所の用途に供せられるものを言う。  
なお、食堂、喫茶店、店舗等が職員食堂等特にその事務所に勤務する者のために設けられているものであれば、その施設を含め建築物全体を「もっぱら事務所の用途に供される特定建築物」として取り扱う。

(参考)

- ・厚生労働省HP「建築物衛生のページ」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html>
- ・厚生労働省HP  
「特定建築物の所有者又は所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者の皆様へ」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei11/01.html>
- ・昭和48年6月9日付け環衛第99号厚生省環境衛生局長通知  
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」

(注1) 問番号は「事前質問一覧」に対応する。

(注2) 事業年報のページ数はいずれも「令和6年度事業年報」のもの。